

【本編】

Ø 用語の定義（第1章第2節ほか）

○用語の統一

- ・水位情報周知河川、海岸 → 水位周知河川、海岸

○高潮浸水想定区域の追加

Ø 津波時の府の体制確保に関する記述の追加（第4章第1節）

- 水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、別途定める「大阪府水門等緊急操作員の指名等に関する要綱」に基づき、水門等緊急操作員に指名された職員による水門等閉鎖体制を明記。

Ø 津波防ぎよ時の非常配備体制の確立（第5章第2節）

- 活動可能時間確認のための情報収取・伝達体制の記述を整理
- 活動可能時間が確保できない場合の退避優先を明記
- 活動可能時間に関する図を改善

Ø 水防警報（府知事指定河川）発表の時期の変更（第5章第7節）

- 基準水位への到達に加えて、「なお上昇のおそれがあるとき」を発表基準に追加。

令和3年度版大阪府水防計画 改定の概要

【本編】

Ø 洪水浸水想定区域の指定に伴う変更の反映(第5章第5節、第7節)

○水位周知河川の水位到達情報通知先及び水防警報通知先の見直しを反映

Ø 水防施設及び資器材の整備（第7章第1節、第2節）

○水防倉庫の面積基準(50m²)を削除

○資器材の整備基準の品目を、実状に則した内容に整理

Ø 洪水浸水想定区域の指定状況の情報を更新（第17章第1節）

○想定最大規模の浸水想定区域指定に対応した情報に更新

（石川、余野川、箕面川、千里川、石津川、春木川、津田川、近木川、見出川、
檜井川、男里川）

Ø 高潮浸水想定区域図の指定状況の情報を更新（第17章第2節）

Ø 水防協議会運営要綱を追加

○書面開催について定めた要綱(令和2年4月制定)を追加

令和3年度版大阪府水防計画 改定の概要

【本編】

○ 災害対策基本法改正(R3.5)に伴う修正(全般)

○市町村が発令する避難情報の変更に伴う用語等の修正(全般)

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「高齢者等避難」
- ・「避難勧告」「避難指示(緊急)」⇒「避難指示」に一本化
- ・「災害発生情報」⇒「緊急安全確保」

○高潮氾濫危険情報が高潮氾濫発生情報に統合されたことに伴う修正
(第5章第6節)

【資料編】

○ 防潮施設における津波に対する閉鎖基準を追加

○第4表 重要防潮水門等

○第5表 重要防潮扉

○ 災害対策基本法改正(R3.5)に伴う修正

○市町村が発令する避難情報の変更に伴う用語等の修正

- ・水位周知河川・海岸の水位到達情報文の様式修正